

# 公益財団法人ブルボン吉田記念財団 寄付金等取扱規程

## (目的)

第1条 この規程は、公益財団法人ブルボン吉田記念財団（以下「この法人」という。）が受け入れる寄付金等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

## (受入基準)

第2条 この法人は、寄付金等が次の各号に掲げる基準のいずれかに該当するときは、その寄付金等を受け入れることができないものとする。

- (1) 寄付金等の受け入れにおいて、次に掲げる条件等が附されているとき
  - イ 寄付者に寄付の対価として何らかの利益また便宜を供与すること
  - ロ 寄付者が寄付の経理について監査を行うこと
  - ハ 寄付後に寄付者が寄付の全部又は一部を取り消すことができること
  - ニ 寄付された寄付金等を寄付者に無償で譲渡又は使用させること
  - ホ その他理事長がこの法人の運営上支障があると認める条件
- (2) 寄付金等を受け入れることにより、この法人の業務、財政、又は名誉に負担又は支障が生じると認められるとき、その他寄付金等が定款第3条に定める目的の達成に資するものでないと判断されるとき

## (寄付金等の種類)

第3条 この法人が受け入れる寄付金等の種類は次のとおりとする。

- (1) 一般寄付金 寄付者が用途を特定せずに寄付した寄付金
  - (2) 特定寄付金 用途があらかじめ特定された次に掲げる2種類の寄付金
    - イ 用途特定寄付金 寄付者が寄付の申し込みにあたり、あらかじめ用途を特定するもの
    - ロ 募集特定寄付金 この法人が、募集にあたりあらかじめ用途を特定するもので、募集総額、募集期間、募集対象、募集理由、資金用途及びその他必要な事項を説明した書面（以下「募集目論見書」という。）をもって理事会の承認を得たうえで募集するもの
- 2 この規程における寄付金等には、金銭のほか金銭以外の財産権を含む
- 3 この法人は常時、寄付金等を募ることができる。

## (寄付金等の募集)

第4条 この法人は、寄付金等の募集においては、以下を厳守する。

- (1) 粗野な言動や不快を与えるような寄付金等の募集は行わないこと
- (2) 寄付の目的及び用途について誤解を与えるような行為を行わないこと
- (3) 寄付の勧誘を受けた者や、寄付者の利益を不当に害するような行為を行わないこと

(受入手続)

- 第5条 寄付金等をこの法人に寄付しようとする者は、書面（電磁的方法によるものを含む）にて寄付金の申し込みを行う。
- 2 この法人は、前項により寄付金の申し込みを受理したときは、第2条の基準に該当しないことを確認し、寄付金等の受け入れを行う。
- 3 寄付金等の受け入れが決定したときは、寄付者に対しその旨を通知するとともに、振込依頼書等寄付の受け入れに必要な書類を送付する。

(寄付金等の取扱い)

- 第6条 一般寄付金は、寄付金総額の50%以上を定款第4条の公益目的事業に使用し、一部を管理費として使用する。
- 2 用途特定寄付金については、全額を寄付者の特定した用途に使用する。
- 3 募集特定寄付金については、適正な募集に係る経費を控除した残額の総額を、募金目論見書に従い使用する。この場合適正な募集に係る経費は募集総額の30%以下でなければならない。

(募金目論見書の交付等)

- 第7条 募集特定寄付金を募集するときは、募金目論見書を募金の対象者に事前に交付しなければならない。
- 2 前項にかかわらず、この法人のホームページにおいて募金目論見書を公開し、これに賛同して寄付した者へは事後に交付することができる。

(受領書等の送付)

- 第8条 一般寄付金又は特定寄付金を受領したときは、遅滞なく礼状及び領収書を、寄付者に送付する。
- 2 前項の領収書には、下記を記載する。
- (1) この法人の名称
  - (2) 寄付金を受領した旨
  - (3) 寄付金がこの法人の主たる目的である業務に関連する寄付金である旨
  - (4) 寄付金の額
  - (5) 寄付金の受領年月日
  - (6) 寄付者の住所、氏名

(募金に係る結果の報告)

- 第9条 この法人は、募集特定寄付金の募集期間終了後速やかに寄付金総額、用途予定その他必要な事項を記載する報告書を寄付者に交付する。ただし、この法人のホームページ上の公開に代えることができる。

- 2 この法人は、募集特定寄付金の支出が完了したときは、当該寄付金の収支に係る計算書及び当該支出による効果等を記載した報告書を寄付者に交付する。ただし、この法人のホームページ上の公開に代えることができる。

(その他)

- 第10条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項があるときは、理事長が別に別に定めるものとする。

(改 廃)

- 第11条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行う。

附則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。